○農林水産省告示第千九百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年六月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県東広島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県養父市長野字ヤゲン谷一六八、字ヲク山二一、四七、四九、五一、五二、船谷字西山七二の一、鉄屋米地字谷口二、三の一、四、五、五の一、字江コゴ六から九まで、九の一、一〇、字乳母ケフトコロ一一から一四まで、字大ベラ一五から二〇まで、字梅ケ谷二一、二二の一、二三の二、二三、二四、二四の一、二四の二、二四九、二五二、字坂山二五、二六、二六の一、二七の一から二七の三まで、二七の五、字ニホノゲ二八の一、二八の三から二八の一三まで、字ヒシロ二九、三〇、三三の一、三三の二、三三の四、三三の六、三三の一〇、三四の一、三四の二、三五から三八まで、四〇、四一、字ヒナタ四二から四五まで、四五の三から四五の一〇まで、四六、四八、四九の一、字ハセガイ五一の二、五一の三、五一の六、五一の八から五一の二三まで、五一の二五から五一の四二まで、口米地字谷口六一、六二の一、六二の二、字下山六三の一、六三の二、六四の二、朝来市和田山町和田字和谷七五の二・七五の三・七五の一二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七五の六、七五の九

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字医王山二〇の一・二一の二・字寺坂二四四から二四八まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県養父市餅耕地字三阪六〇、六〇の一から六〇の四まで、六一、六二の一、六二の二、奥米地字高中五九の一、五九の二、六〇、六一の一から六一の五まで、六二の三、六二の四、六三の一、六三の二、六三の三、六三の四、六三の五、六四の一、六四の二、六五の一から六五の五まで、六八の六、六八の一一、六八の一二、大屋町中間字立野六四、字保山六六、字三本栃七一、字大砂利七七、七九から八五まで、字高栃八六、八六の一、八七、八八、八九の一、八九の二、字高栃向一〇〇から一〇四まで、字大根一二一の一、字松ゲ岡一五六、字四連畑一六一、字高山二六三、福定字四ケノ仙四七二の一、四七二の二・四七二の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四七二の三、四七二の四、四七二の八、四七二の九、朝来市山内字ミタチ三〇九一の二、三〇九一の三、三〇九一の一五、三〇九一の二二から三〇九一の二六まで、三〇九一の二七・三〇九一の二八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三〇九一の二九から三〇九一の三八まで、九一の三九から九一の四一まで、田路字エノジ二一〇の一、二一〇の二、二一一の一、二一一の二、二一二の一、二一二の二、二一三の一、二一三の三、二一四、二一五、二一六の一、二一六の二、二一七、二一八の一、二一八の二、二一九の一、二一九の二、字中潰二七〇の一、二七〇の二、二七三から二七六まで、二七七の一、二七七の二、二七七の四、二七八の一から二七八の三まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県養父市森字滝四三、四四、四四の一、四五、字イノ谷五九、五九の一、六〇の一、六〇の二、六一の一から六一の五まで、六二、六三、字ヲク山七四六、字津谷北側一の二・一の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三谷字モロス五の四、五の五、五の七、五の二六、五の四五から五の五〇まで、五の五八、船谷字ケサカ一二五、字大谷一二七の一、字足谷一二八の一、字アマギ一二九の一、字脇谷一四九の一、一四九の四、一四九の五、十二所字岩ケ鼻一の一、畑字平石七の一、七の四、七の五、字柳サコ一四の一、一六の一、大薮字下モ山一の三、口米地字曲り三六の一から三六の四まで、字ビ